

# 高齢者の医療窓口負担や育児休業制が改正

知らなきや損する

10月1日から社会保障制度がいくつか改正されました。

75歳からの後期高齢者医療制度について。これまでは現役並みの所得者に該当すると、世帯全員の75歳以上の人の窓口

	産後/育児休(R4.10.1~) 育休とは別に取得可能	育児休業制度 (R4.10.1~)	育児休業制度 (現行)
対象期間 取得可能日数	子の出生後8週間以内に4週間まで取得可能	原則子が1歳 (最長2歳)	原則子が1歳 (最長2歳)
申出期間	原則休業の2週間前まで	原則1カ月前まで	原則1カ月前まで
分割取得	分割して2回取得可能 (初めにまとめて申し出る)	分割して2回取得可能 (取得の際にそれぞれ申し出る)	原則分割不可
休業中の就業	労協協定を締結している限り、労働者が合意した範囲で休業中に就業することが可能	原則就業不可	原則就業不可

負担割合が3割、それ以外は1割負担でした。10月1日からは現役並みの所得者は、引き続き世帯全員3割で変わりませんが、1割負担の世帯の中で、一定の所得のある人がいると世帯単位で1割が2割負担に改正されました。

世帯内75歳以上のうち、課税所得が28万円以上の人がいなければ世帯全員が1割負担。世帯内75歳以上のうち、課税所得が28万円以上かつ「年金収入+その他の合計所得金額」が単身世帯の場合200万円以上だと2割負担。75歳以上が2人以上の世帯の場合は合計で320万円以上だと75歳以上の人全員が2割負担と世帯単位で負担割合が判断されます。なお遺族年金や障害年金は「年金収入」には含まれません。

今回の改正は現役世代の負担を抑えるものです。ご自身の負担割合が2割になるかについては、9月に10月以降の負担割合が記載された被保険者証が送られてきているはずですのでご確認ください。

今回の改正で、今までより窓口負担額が増加するために、必要な受診を控えるようなことがないように、令和7年9月末までの3年

間は、1カ月に複数の医療機関を受診して負担額が3,000円を超えないように(入院の医療費は対象外です)、3,000円を超えた金額は、高額療養費の口座に払い戻しになります。払い戻し口座は、登録が必要です。登録がされていない人には、申請書が郵送されるので、忘れずに手続きを行いましょう。**なお、電話や職員訪問で口座登録をお願いされるようなことは絶対にありませんので、そのような詐欺には注意をお願いします。**

それから、令和4年4月から3段階で施行される育児・介護休業法の改正も2段階目が10月1日から実施されます。(図表参照)

最後に、10月15日(土)10時からと13時30分からホテル金沢で、石川県金融広報委員会と日本FP協会石川支部共催によるライフプランセミナーが行われます。詳しくは「日本FP協会石川支部」HPをご覧ください。



暮らしのマネープラン相談センター・所長  
サードパーティファイナンシャルプランナー 高橋 昌子

## あなたの暮らしと財産を守るパートナー

■時間相談 …… 1時間まで5,500円 2時間まで8,800円

教育資金・老後資金・相続・住宅ローン・保険の見直しや商品選択、確定拠出年金など何でも相談できます



■マイホーム相談 …… 33,000円

無理のない予算額、頭金や購入時期、最適な住宅ローン・生命保険・火災保険など、マイホーム購入にまつわるマネープランについて何でも、マイホーム購入まで時間を気にせず相談できます

■退職マネープラン相談 …… 33,000円

退職後の手続き、年金や保険、退職資金計画など退職後の生活設計について何でも、時間を気にせず相談できます



暮らしのマネープラン相談センター 金沢市此花町3-2 [ライブ1ビル1F]

☎076-232-2038

要予約

(株)FPサポート研究所 <https://www.fpsl.co.jp/> ●平日/10:00~19:00 ●土日/10:00~17:00